

令和元年 第5回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和元年 1 1 月 2 5 日 開会

令和元年 1 1 月 2 5 日 閉会

浦 白 町 議 会

## 浦 臼 町 第 5 回 臨 時 会

令和元年11月25日（月曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について [令和元年度浦臼町一般会計補正予算  
(第5号)]
- 4 議案第40号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第42号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算 (第6号)
- 7 議案第43号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 8 議案第44号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療会計補正予算 (第1号)
- 9 議案第43号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 10 発議第 4号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について

### ○出席議員（9名）

議 長	9 番 小 松 正 年 君	副議長	8 番 中 川 清 美 君
	1 番 高 田 英 利 君		2 番 野 崎 敬 恭 君
	3 番 柴 田 典 男 君		4 番 東 藤 晃 義 君
	5 番 折 坂 美 鈴 君		6 番 静 川 広 巳 君
	7 番 牧 島 良 和 君		

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町	長	齊 藤 純 雄 君
副	町 長	川 畑 智 昭 君
教	育 長	河 本 浩 昭 君
総	務 課 長	石 原 正 伸 君
く	らし 応 援 課 長	大 平 雅 仁 君
長	寿 福 祉 課 長	齊 藤 淑 恵 君
産	業 振 興 課 主 幹	車 田 利 夫 君
建	設 課 長	馬 狩 範 一 君

教育委員会事務局長  
農業委員会事務局長  
代表監査委員

上 嶋 俊 文 君  
大 平 英 祐 君  
笹 木 政 廣 君

○出席事務局職員

局  
書

長  
記

國 田 朋 子 君  
西 川 茉 里 君

◎開会の宣言

○議 長

本日の出席人員は9名全員でございます。

ただいまから、令和元年第5回浦臼町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議 長

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、1番高田議員、2番野崎議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 承認第3号

○議 長

日程第3、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案書の3ページをお開き願います。承認第3号、専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第2項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年11月25日提出

浦臼町長 斉藤純雄。

次のページをお開き願います。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、令和元年一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和元年10月11日

浦臼町長 斉藤純雄。

一般会計補正予算（第5号）につきまして、別冊の予算書にて説明申し上げます。

承認第3号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）

令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,343万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月11日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

9款教育費、2項1目学校管理教育振興費、補正額110万円の追加でございます。15節工事請負費といたしまして、11月8日の強風により浦臼小学校横、歩道側のエゾエノキの一部が倒れ、残った樹木を危険木と判断し、伐採に掛かる経費を追加するものでございます。

歳出合計110万円の追加です。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額110万円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の110万円の追加となっております。

以上が承認第3号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）の内容でございます。十分ご審議いただきまして、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第40号

○議 長

日程第4、議案第40号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第40号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与等に関する条例（昭和43年浦臼町条例第33号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月25日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、令和元年人事院勧告において示されました民間の給与水準に準拠し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条による改正につきましては、条例第4条第2項で定める12月に支給する期末手当の支給割合を100分の222.5を100分の227.5に引き上げる改正でございます。

第2条による改正につきましては、条例第4条第2項で定める6月に支給する期末手当の支給割合を100分の222.5を100分の225に引き上げ、また第1条で改正いたしました12月の支給割合を100分の227.5を100分の225に引き下げる改正でございます。

附則、第1条の改正につきましては今年12月1日から適用し、第2条の改正につきましては、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第40号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第40号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第40号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第41号

○議 長

日程第5、議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の給与に関する条例（昭和39年浦臼町条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月25日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、令和元年人事院勧告に準拠し、給料月額及び手当等を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の3ページをお開き願います。

初めに、第1条の改正でございます。

第22条第2項につきましては、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の92.5を100分の97.5に引き上げる改正でございます。

議案書10ページから12ページまでの別表第1、行政職給料表の改正につきましては、初任給を1,500円から2,000円程度引き上げ、それも踏まえて30歳代半ばまでの職員の給与につきまして所要の改正を行っているものでございます。平均改正率は0.1%となっております。

また、議案書13ページから別表第2、医療職給料表の改正につきましても、行政職給料表と均衡をは

かるため、それを基本に改正を行ってございます。

別冊参考資料4ページをお開き願います。次に2条の改正でございます。

第10条の2で定める住居手当の支給対象となる家賃額の下限額を月額1万2,000円を1万6,000円に引き上げ、第2項第1号で住宅手当の算定に掛かる金額を見直し、手当額の上限額を2万7,000円から2万8,000円に引き上げる改正でございます。

次に、第22条第2項につきましては、第1条の改正により引き上げた勤勉手当の支給割合を100分の95に引き下げる改正となっております。

議案書に戻りまして8ページをお開き願います。

附則第1条では施行期日を定めており、本条例につきましては公布の日から施行し、第1条の規定については、第22条第2項の改正規定を除き、平成31年4月1日から適用し、第2条及び附則第3条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2条につきましては、第1条の改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払とみなす規定でございいます。

第3条につきましては、住居手当の経過措置を定めており、旧手当から改正後の手当を減じた額が2,000円を超える場合、改正後の規定に関わらず旧手当から2,000円を控除した額の手当を令和3年3月31日までの間、支給する規定でございいます。

次のページをお開き願います。第4条につきましては規則への委任を定めてございます。

以上が、議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございいます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり



可決されました。

◎日程第6 議案第42号

○議長

日程第6、議案第42号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第42号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）。

令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ261万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,604万6,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和元年11月25日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに第2表債務負担の補正についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為の補正でございます。

1. 追加、事項、企業立地促進助成、基幹は令和元年度から令和2年度まで、限度額は687万円です。企業立地促進条例に基づく企業立地助成の交付決定に当たり、助成額が1,000万円を超えることから規則により2カ年分割交付となるため、債務負担の追加をするものでございます。

つづきまして、歳入歳出予算の補正について歳出よりご説明申し上げますので、9ページをお開き願います。

2款総務費1項9目地方創生事業費、補正額145万1,000円の追加でございます。ジビエ事業のうち、減量化施設の管理に掛かる経費を補正するもので、主なものとしましては、13節委託料につきまして、12月から来年3月までの個体投入、攪拌等の施設管理に掛かる費用を追加し、施設管理に必要な消耗品や備品、原材料等に掛かる費用を追加するものでございます。

2項1目職員給与費、補正額102万6,000円の追加でございます。3節職員手当等につきまして、4月の人事異動に伴い管理職手当等を追加するものでございます。

3款民生費、補正額5万3,000円の追加でございます。1項1目社会福祉総務費、3項2目後期高齢者医療費、ともに人事院勧告に伴う給与改正により各会計への操出金を追加するものでございます。

7款土木費、補正額8万5,000円の追加でございます。4項1目下水道整備費につきましても、人事院勧告に伴う給与改正により、特別会計への操出金を追加するものでございます。

歳出合計額261万5,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、7ページをお開き願います。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額261万5,000円の追加でございます。財源調整に伴い、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額261万5,000円の追加となっております。

以上が議案第42号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）の内容でございます。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

折坂議員。

#### ○5番（折坂美鈴君）

9ページの地方創生事業費についてでございますが、減量化施設の管理業務委託料ということで、135万円という金額が上がっております。これは、12月から3月までの減量化施設の業務を委託するということだと思うんですけども、この契約は入札ではなく随意契約ということの理解でよろしいでしょうか。その理由ですね、なぜ随意契約になったのか、緊急性を要するためか、ほかにやるところがなかったということかという質問です。

あと、減量化資材の1万7,000円、施設備品の2万6,000円の内容についてお尋ねをしたいんですけども。

#### ○議 長

答弁をお願いします。

車田主幹。

#### ○産業振興課主幹（車田利夫君）

折坂議員のご質問にお答えします。

まず、内訳の方から先に回答させていただきます。原材料費の1万7,000円につきましては、木質チップの追加購入でございます。備品購入費の2万6,000円につきましては、高圧洗浄機、これは攪拌に用います重機のバケット部分等の洗浄とか、施設内の洗浄に使うものでございます。

契約の方につきましては、まだ契約締結の手続につきましてはしておりませんが、現状におきましては随意契約ということで考えているところでございます。

理由につきましては、相手先としましては折笠機工さんを念頭に置いているところでございますけれども、折笠氏におかれましては現状、減量化施設の管理の方を主体的に行っている状況でございます。特殊なエスパス菌を用いた適切な維持管理をするに当たって最も適している方であるということで考えてございます。

以上です。

#### ○議 長

ほかにございませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、管理の業務の責任というところでちょっとお伺いをしたいんですけども、条例によりますと減量化施設の使用しようと思う者は年度ごとに申請書を町長に提出して、許可証を発行してもらわなければなりません。

今回はアイマトン社、浦臼猟友会、という団体と土地改良区が使用の許可を受けようとする者に当たるのかなど考えるんですけども、使用の許可を受けようとする者がまず町長に申請書をだして許可証を受け取る、そして搬入するたびに使用届出書というものを職員に手渡すとということが規則で決まっているんですけども、今までの説明によりますと、折笠機工さんは常駐は出来ないということになっていると思うんですけども、それでチェック体制は整うのかということですか。

使用届出書は町に出すことになるのか、それとも折笠機工さんがそこまで責任を持って、チェック体制ということに重きを置くんですけども、どのようなものが入ってくるのか、キロ数とか、そういうものを管理しなければならないと思うんですが、その管理の責任者というのは町になるんですかね。委託業者にそこまで任せるのか、そこのお聞きしたいですね。鍵も業者に渡すのかということですか。

使用する者と委託業者は、折笠機工さんというのは浦臼猟友会の方ですけども、同一のことも考えられる訳なんですけども、果たしてチェック体制がきちんと働くのかどうか、そういう考えはありますか。

○議 長

答弁をお願いします。

車田主幹。

○産業振興課主幹（車田利夫君）

質問にお答えいたします。まず、現状としましては町の方が減量化施設の方に業者、すなわちアイマトンが減量化施設に残さを持ち込むときは町職員が立ち会ってございますので、町職員が確認をしております。今後、補正予算の方議決いただきまして、委託という形になればその管理も当然委託業務に含まれるものと承知しております。以上です。

○議 長

ほかにございますか。

車田主幹。

○産業振興課主幹（車田利夫君）

お答え一つ忘れておりました。折笠機工さんの折笠氏、減量化施設の方受託いただいた場合に、猟友会としての立場と二重で、チェックが出来るかということについてお答えいたしますけれども、基本的に委託を受けた折笠氏と猟友会としての折笠氏とは別人という位置づけになりますので、きちんとそのあたりは業務を受けたものとして残さの確認は委託業務の中できちんとやっていただけるものと承知しています。

以上です。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

管理も任せるということをはっきりいま仰ったんですけれども、その責任ですね。管理責任者ということにおいては町だと認識してよろしいでしょうか。責任を負う者、委託業者にそこまで任せられるのかというところですね。そこをはっきりとお聞きをしたいと思います。

○議 長

答弁。

車田主幹。

○産業振興課主幹（車田利夫君）

お答えします。

当然、町にも責任はございますので、どこまでという線引きというのが委託契約の中ではまだ見えていない部分がありますけれども、当然町の方にも責任は持つと承知しております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

今回、臨時なので急なのかもしれませんが、答弁のためにも担当課長には同席するべきだったと思いますのでよろしくお願いします。

質問です。債務負担行為で企業立地促進助成ということで687万円、よく意味がわからなかったものですから質問するんですけど、一年で払うものが二年になったので、みたいな説明だったんですけども、具体的に金額を示して、これだけを払うつもりだったんですけども、どうなったので687万円の債務負担になったという説明をいただけますか。

○議 長

答弁をお願いします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

質問にお答えいたします。

助成事業の交付決定につきましては、工事が完了して、完了届が出てきた段階で総額いくら掛かったかという金額に基づいて町が助成するような形になってございまして、今回の企業立地の促進につきましては総額1,687万円という額になってございまして、そのうち、規則で単年度に払える額は1,000万円と定めておりますので、本年度につきましては当初予算に計上しております1,000万円を交付することによって進めていきますけれども、残りの687万円につきましては、令和2年度の予算の中から交付することになりますので、この687万円につきましては、今回交付決定する段階で額の確定をしますか、確約をすることになってきますので、それは債務負担行為が必要だということで今回上げさせていただいております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

柴田議員。

○3番 (柴田典男君)

今についてなんですけれども、企業立地に対する助成の条例についてわからないところがあるので。

単年度で助成するのに1,000万円と。それについては限度としないんですね。1,000万円を限度とするのではなくて、今回のように1,000万円を超す分については、単年度では1,000万円払うけれども、次の年でも残った部分払いますよって、言い方は悪いですけども青天井的なところが見えたりするんですけども、助成というのは1,000万円を限度としてではなくて、ということですか。

○議 長

答弁をお願いします。

石原課長。

○総務課長 (石原正伸君)

企業立地に掛かる助成額の上限額は3,000万円と規定しておりますので、例えば3,000万円の上限に達した助成事業につきましては、3カ年にまたがって1,000万円ずつ、3回に分けて支払っていくという流れになっていきますので、そういった場合には当該年度以降の額を支払うということを確認する必要がありますので、債務負担ということで議決をいただいた中で、翌年度以降残りの額を、規則に定められた額を支払っていくという流れになっていきます。

よろしいでしょうか。以上です。

○議 長

柴田議員。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第42号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第42号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第43号

○議 長

日程第7、議案第43号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

#### ○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第43号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,113万8,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月25日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

歳出の方からご説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費1万8,000円の補正でございます。期末手当の支給率改正等によりまして、3 職員手当等の節におきまして1万8,000円を追加しております。

4款保健医療費1項1目特定健診事業費2万円の追加でございます。これも同じく3節職員手当等に2万円の追加をしているところでございます。

歳出合計3万8,000円でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。6ページをお開きください。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金3万8,000円の補正でございます。一般会計より繰り入れ追加補正をしたものでございます。

歳入合計、3万8,000円でございます。

以上が、議案第43号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のご説明でございます。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

#### ○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第43号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

## ○議長

起立全員です。

したがって、議案第43号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第8 議案第44号

## ○議長

日程第8、議案第44号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

## ○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第44号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,951万5,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月25日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

歳出のほうからご説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費1万5,000円の補正でございます。

期末手当の支給率改正等によりまして、3節職員手当等を補正するものでございます。

歳出合計1万5,000円。

続いて、歳入について説明いたしますので、6ページをお開きください。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金1万5,000円の補正でございます。

一般会計繰入金として1万5,000円を追加するものでございます。

歳入合計1万5,000円。

以上が、議案第44号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）のご説明でございます。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第44号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第44号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第45号

○議 長

日程第9、議案第45号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第45号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度浦臼町下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度浦臼町下水道事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。



(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出の総額にそれぞれ8万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,528万5,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月25日提出。

北海道浦臼町長 齊藤純雄。

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、令和元年人事院勧告に基づき、給与等の改正によるものでございます。

1款1項3目下水道維持管理費におきまして、8万5,000円の追加となっております。内訳としましては、3節職員手当等において追加となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金におきまして、8万5,000円の追加となっております。

歳入合計、歳出と同じ8万5,000円の追加となっております。

以上、議案第45号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の内容でございます。

ご審議いただきまして議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第45号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第45号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第4号

○議長

日程第10、発議第4号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第4号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、発議第4号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和元年第5回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時42分